

原子爆弾被爆者医療分科会の概要について

健康局総務課

1. 原子爆弾被爆者医療分科会は、疾病・障害認定審査会令(平成12年政令287号)第5条の規定により、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)の規定に基づき審査会の権限に属させられた事項を処理すること」とされており、当該法律の規定に基づき原爆症の認定について、個々の被爆状況及び申請に係る疾病の状況を詳細に検討し、当該負傷又は疾病が、原子爆弾の放射線に起因したものであり、かつ、現に医療を要する状態であるかについての判断を行い、また、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射線に起因するものでないときは、その治癒能力が原子爆弾の放射線の影響を受けているために現に医療を要する状態にあるかについての判断を行っている。
2. 原爆症認定の審査については、平成20年4月以降の審査の方針の見直しに伴う申請数の増加(平成20年度から21年度で約12,500件)に対応するため、これまでに分科会の下に6つの審査部会を設置し審査機会の充実を図っている。こうした審査体制の強化により、審査件数は平成19年度の約260件から、20年度には約3,000件、21年度には約5,000件と飛躍的に増加し、さらに22年度は6,000件以上の審査を行う審査処理計画を立て、審査待機の解消に向けて全力をあげている。

【参考】

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)(抄)

(医療の給付)

第10条 厚生労働大臣は、原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行う。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の放射能に起因するものでないときは、その者の治癒能力が原子爆弾の放射能の影響を受けているため現に医療を要する状態にある場合に限る。

(認定)

第11条 前条第1項に規定する医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。ただし、当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因すること又は起因しないことが明らかであるときは、この限りではない。

新しい審査の方針による審査状況

H23. 1. 31現在

(1) 原爆被爆者医療分科会・部会の開催状況（平成22年度開催分）

- 分科会 (H22.4.26,5.24,6.21,7.26,8.23,9.13,10.25,11.29,12.20,H23.1.31)
 第1審査部会 (H22.5.10,7.12,9.6,10.4,12.6)
 第2審査部会 (H22.4.12,5.24,6.14,7.25,9.27,10.18,11.29,H23.1.24)
 第3審査部会 (H22.4.26,5.31,6.21,7.26,8.23,9.13,10.25,12.20,H23.1.31)
 第4審査部会 (H22.4.8,5.18,6.8,7.5,8.2,9.6,10.14,11.4,12.2)

(2) 分科会・部会における認定(認容)状況

(件)

	平成20年度総数 (H20.4～H21.3)	平成21年度総数 (H21.4～H22.3)	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	合計
第1審査部会 (主に消化器系以 外のがん)	1,018	983	—	51	—	53	—	57	90	—	89	—	2,341
第2審査部会 (主に消化器系の がん)	1,229	904	39	20	12	58	—	94	89	76	—	120	2,641
第3審査部会 (白血病・副甲状 腺機能亢進症)	239	252	21	26	3	11	4	9	34	—	27	26	652
第4審査部会 (放射線白内障・ 心筋梗塞)	44	63	8	5	3	0	3	3	5	9	10	—	153
分科会	167	418	27	17	16	18	12	19	35	26	22	16	793
合計	2,697	2,620	95	119	34	140	19	182	253	111	148	162	6,580

(3) 事務局による認定状況 悪性腫瘍 498件 (平成20年度272件、21年度194件、22年度32件の認定を含む総件数)

これまでの認定件数：7,078件

現行の原爆症認定制度の概要

○被爆者が、疾病が放射線に起因し、現に医療を要する状態にある旨の厚生労働大臣の認定を受ければ、医療特別手当が支給される仕組みとなっている。

医療特別手当 月額137,430円（約6,400人） ※平成22年3月末現在

原爆症
の認定

- ①疾病が原爆放射線に起因すること（放射線起因性）
 - ②現に医療を要する状態にあること（要医療性）
- について、厚生労働大臣が認定。
放射線起因性には、「高度の蓋然性」が必要であるとの考え方が、最高裁判例により確立している。

※「高度の蓋然性」とは、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を
持ち得る程度の証明

健康管理手当 月額33,800円（約19.6万人）

原爆放射線によるものでないことが明らかでない場合を除き、造血機能障害、肝臓機能障害などの一定の疾病（循環器機能障害や運動器障害など大半の疾病がこれに該当する）にかかった場合に支給される。

被爆者健康手帳保持者（約22.8万人）

被爆時に一定の地域にいた者、原爆投下後2週間以内に入市した者、被爆者の救護等を行った者及びそれらの者の胎児について、被爆者健康手帳を交付。
被爆者健康手帳の交付を受ければ、被爆者であることが証明され、医療費が無料となるほか、健康診断を受診することができるなど、各種施策の対象となる。

新しい審査の方針による原爆症認定の仕組み

I 放射線起因性の判断

1 積極的に認定する範囲

- ① 被爆地点が爆心地より約3.5km以内である者
- ② 原爆投下より約100時間以内に爆心地から約2km以内に入市した者
- ③ 原爆投下より、約100時間経過後から約2週間以内の期間に、爆心地から約2km以内の地点に1週間程度以上滞在した者

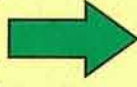
これらの者については、以下の**7疾病**に罹患した場合は、**積極的に認定**

- 1) 悪性腫瘍(固形がんなど)
- 2) 白血病
- 3) 副甲状腺機能亢進症
- 4) 放射線白内障(加齢性白内障を除く)
- 5) 放射線起因性が認められる心筋梗塞
- 6) 放射線起因性が認められる甲状腺機能低下症(※)
- 7) 放射線起因性が認められる慢性肝炎・肝硬変(※)

(※)21年6月の「新しい審査の方針」の改定により追加

2 総合的に判断

「積極的に認定する範囲」に該当する場合以外の申請の場合



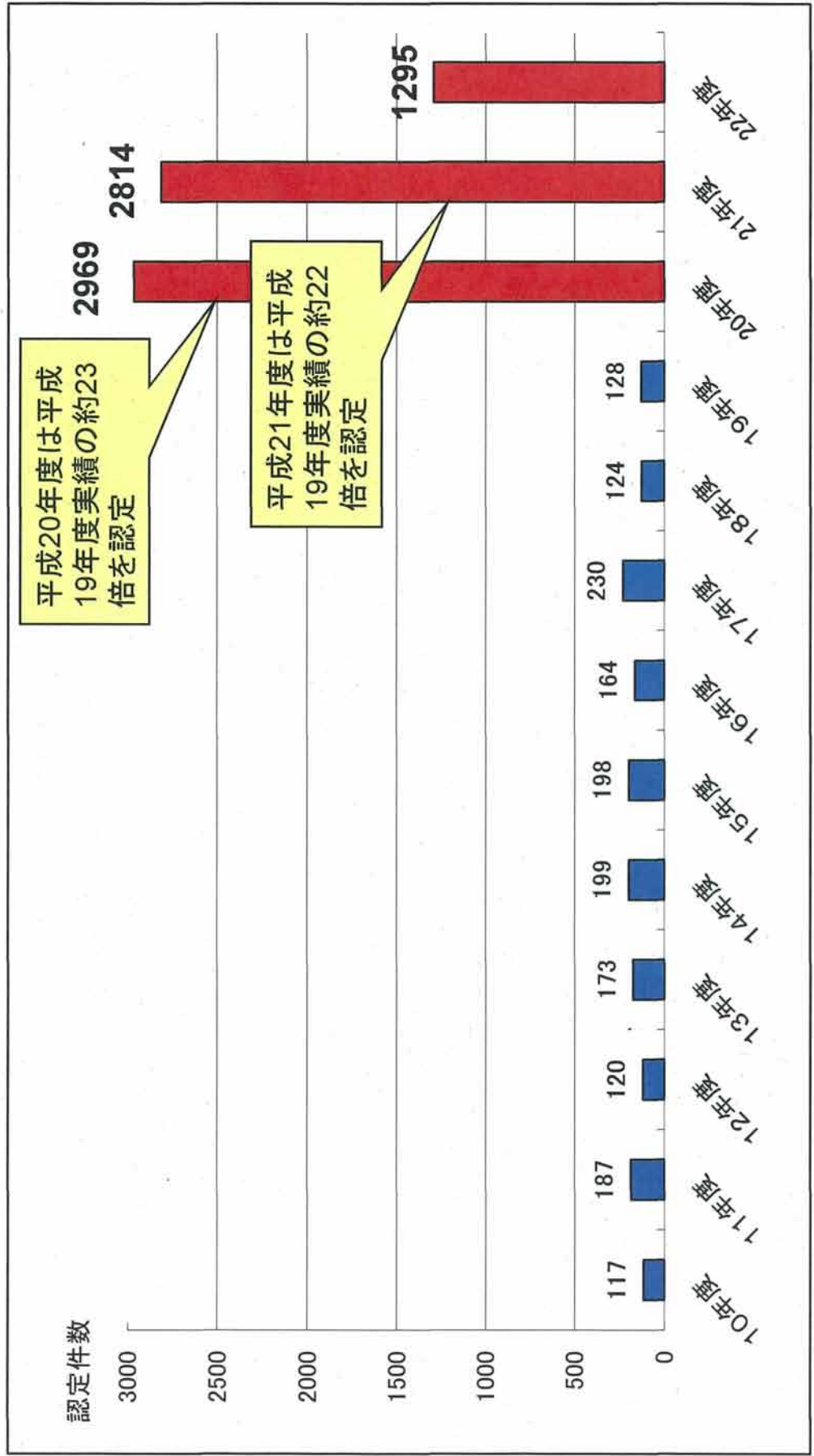
起因性を総合的に判断
(申請者の被曝線量、既往歴、環境因子、生活歴等を総合的に勘案)

II 要医療性の判断

当該疾病等の状況に基づき、個別に判断

原爆症の認定件数

・平成20年4月以降、23年1月まで、合計7,078件を認定



※平成18年度から平成21年度までは異議申立ての容認件数を含む。